

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改定 作成	H26-10-7 H26-7-2 H25-12-26
----------	----------------------------------

検討課題	20	議員定数18名での運営について①	
区分	I - B		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるように議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p>		<p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>
検討内容	・委員会運営のあり方の検討		
現状分析		議論する内容	対応内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>第4条6項では、議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならないと規定。</li> <li>現在は委員会条例で、4つの常任委員会を設置。総務委員会8名、教育民生員会7名、産業建設委員会7名、予算決算委員会21名。</li> <li>24年3月から、常任委員会の複数の所属では、予算決算委員会の設置で二委員会への所属をしている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>26年11月より、議員定数が現在の22名より18名に変更されるため、常任委員会のあり方について検討。</li> <li>委員会の数、委員数、所管内容等について検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年4月23日、24日、議会運営委員会で、人口規模が同程度で、議員定数が18人である滋賀県栗東市(3委員会)、兵庫県淡路市(2委員会)、大阪府柏原市(複数委員会所属)を視察。</li> <li>第22回検討部会において、18名での委員会運営を議論するため、委員会の比較表を資料として提出し、各会派にて議論後、意見集約を行うこととする。(平成26年7月2日)</li> <li>第23回検討部会で、各会派からはそれぞれの意見があったため、代表者会議に委ねることとする。(平成26年7月25日)</li> <li>8月28日に開催した代表者会議において、委員会数は3委員会とし、委員の定数は、総務委員会は8人から6人、教育民生委員会は7人から6人、産業建設委員会は7人から5人に改定することを了承。</li> <li>第10回推進会議で、委員会数と委員定数について了承し、完了とする</li> </ul>